

# 議会運営委員会記録

1 日 時 平成29年12月18日（月曜日）

開 会 午前 8時59分

閉 会 午前 9時10分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 舍 川 智 也

// 江 西 照 康

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

**【議会事務局】**

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主任	金井 沙織

## 7 会議の概要

委員長           ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

                  まず、舎川委員から都合により遅れるとの連絡がありましたので、御報告します。

                  〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長           まず、委員会記録の署名委員に村石委員、高田委員を指名いたします。

                  本日、お集りいただきましたのは、赤星議員から、12月12日の本会議の一般質問における、自身の発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、明日12月19日の本会議での取扱いについて、御相談をするものであります。

                  ここで、委員外議員である赤星議員より、事前に発言の申出書が提出されておりますので、お諮りいたします。

                  赤星議員の発言を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

                  〔賛成者挙手〕

委員長           挙手多数であります。

                  よって、赤星議員の発言は許可することに

決定いたしました。

赤星議員

おはようございます。本日は、私の発言取消しの申し出のために、朝早くから議会運営委員会を開いていただきまして、本当にすみません。ありがとうございます。さきの12月12日の本会議での私の一般質問の政務活動費問題に関する質問の中で、お手元に配付してありますとおり、この部分の取消しをさせていただきたいと思います。経緯について申し上げますと、先週15日の午後3時頃に自民党会派から、会長、幹事長、政調会長がおいでになりまして、私の一般質問における発言の撤回と謝罪を求める申出書を持っておいでになりました。そこで、撤回と謝罪をしなければ、決議にするぞということもおっしゃいました。私ども会派としましては、直ちにこれを検討しまして、お手元に配付の部分の撤回をさせていただくことにいたしました。本会議で、議員本人の反論ができない場でお名前を出して、問題だと言い切ってしまったこと、それから、議長に対して各派代表者会議を開いて説明をと言ったこと、この点について、ふさわしくない場で発言をしてしまったことを本当に申しわけなく思っておりますので、どうぞよろしく願いました。

ます。

委員長 赤星議員にお尋ねしますけれども、これは議会に対しての陳謝というふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

赤星議員 はい。

高田委員 議会に対してでもありますが、高見議員御本人にも、一言言っておかれてもいいのかなという思いもいたします。

村石委員 今ほどの申し出そのものは、これでいいと思うのですが、私たち議員個人個人にとって今後のこともあるので、これをどう読み解くかということ、少し発言をさせていただきたいと思います。まず、例規集によると一般質問というのは、富山市議会会議規則第62条 議員は、市の一般事務について、質問することができる—このことを守った上で議会で質問をすることは、何ら問題はないということ踏まえて、これを読み解くと、この「では」から「マルがついております。」というところまでは、私は別に問題はないと思います。要するに、市長や副市長、この場では神田前副市長が、いつどこへ出ているのか、出ていないのか。

これは、一般質問に当たるのではないかと思います。その後の「これは大変問題」というところから、私は非常に問題があると。聞いていても……

副委員長 委員長。本日の会議は、先ほど委員長がおっしゃったとおり、赤星議員の発言取消しの申し出があったことに対する取扱いについてです。発言取消申出書の内容云々については、今、この場で審議するというものではありませんので、議事進行をお願いします。

村石委員 要するに、申出書に対して自分の見解を言うことは、今は不適切ということですか。それでは、どの場で言えばいいのでしょうか。

委員長 委員長としての私の考えは、先ほども確認しましたけれども、赤星議員の謝罪、陳謝から始まっているわけです。ですから、今の例規集の話などは今回の話とは違うと思うのです。発言をする機会はないのかというお話をされましたけれども、議会運営委員会で諮るような形で持って行きたいと思います。そのときは、議運に対して要請をしてください。

柞山委員 村石委員の発言はわかりますけれども、今、委員長が言われたとおり、赤星議員からこういう申し出があったということなのです。もし、内容について言われるのであれば、赤星議員と協議をしてください。私たちは、赤星議員の申し出について、受けるか受けないか—内容の精査については、赤星議員と協議をしてください。

村石委員 細かいことは言わないのですけれども、本当は、自民党会派から赤星議員に申入れをしたというようなことがあるとすれば、どこがどういうふうに不適切であったのか、その申入れの内容を聞きたいのですが、これ以上は聞きません。

柞山委員 村石委員、これは、赤星議員が自らの意思で出されたものであって、ここはその意思についてお話しする場ではありません。ですから、赤星議員とお話してください。

副委員長 大変恐縮なのですけれども、先ほど委員外議員として赤星議員から出されている申出書について、御本人ですので、委員長は委員会として発言を許可したままで、その経緯等の話もありましたが、いずれにしてもこの申出書—赤星議員から発言の取消しの

申し出が出ていることに対して、議運として本会議での取扱いについて確認するということが、きょうのテーマだったと思います。それ以外については、また別途、改めて提案なりをしていただくのが筋だと思いますので、よろしくお願いします。

柞山委員 委員長、議事進行してください。

村石委員 それで結構です。別途で。

〔「委員長、質問があります」と発言する者あり〕

委員長 質問というのは。

〔「先ほど高田委員がおっしゃったことについて少し……」と発言する者あり〕

委員長 先ほど私は、赤星議員から発言の取消申出書が出ている以上、これは陳謝という意味ですよね、ということをお聞きしましたよね。これに質問があるということは、どういふことなのですか。

〔「確認しておきたいのです」と発言する者あり〕

委員長 全てを、ある程度お話しして、こういう発言取消書をつくって出されたのでしょうか。

柞山委員 委員長、委員外議員の発言を許可するか、皆さんに聞いてください。

委員長 赤星議員、柞山委員が言われたように、先ほどは委員外議員の発言として許可されたのです。そして、陳謝されるということで、この書類が出ているのですから、これ以上の発言はないでしょう。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 そのように取り計らいたいと思います。それでは、明日の本会議の流れについて、事務局に説明させます。

議事調査課長 それでは、明日の本会議の流れについて御説明させていただきます。お手元に配付されておりますとおり、赤星議員から発言取消申出書が提出されましたので、明日の本会議開会直後に、赤星議員からその旨の発言がございます。その後、取消し申し出の許可につきまして、簡易採決を行い、以降

は通常の定例会最終日と同様に、議案に対する討論採決などを行ってまいります。

委員長

今ほど説明がありましたとおり進めることとして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平成 29 年 1 2 月 定 例 会  
(平成 29 年 1 2 月 1 8 日)  
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 金 厚 有 豊

署 名 委 員 村 石 篤

署 名 委 員 高 田 重 信